



日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・FAX 31-4638

[k.takayama@mb.scn-net.ne.jp](mailto:k.takayama@mb.scn-net.ne.jp)

松本敏子

電話・FAX 59-4607

[mail@matsumoto-toshiko.jp](mailto:mail@matsumoto-toshiko.jp)

渡辺敏光

電話・FAX 31-6431

[w-toshi@agate.plala.or.jp](mailto:w-toshi@agate.plala.or.jp)

日本共産党平塚市議会議員団

電話0463-23-1111 (内線2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1375 2016年10月 2日号

無料法律相談

次回は10月20日(木)

午後4時~6時(要予約)

## 平塚市議会9月定例会の報告—議案審査から

議案第61号 平塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

議案第71号 平塚市農業委員会の選挙による委員定数条例及び平塚市農業委員会の部会の委員定数条例を廃止する条例

—企業中心の大規模農業を早急にすすめるのではなく、  
小生産者の農業を安定させるため、改めて考えるべき—

日本共産党市議団は反対(賛成24人、反対3人)

—条例改正のポイント—

- 農業委員会の定数 現在31名⇒14名
- (新たに)農地利用最適化推進委員を設置、定数 17名
- 農業委員選出の選挙制度を廃止、市長が議会の同意を得て、任命
- 平塚市農業委員会の部会を廃止する

### <農地利用最適化推進委員の役割と「最適化」とは>

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」のうちから委員を委嘱します。

「最適化」=「担い手への農地利用の集積の推進」、「耕作放棄地の発生防止、解消の推進」、「新規就農、企業等の農業参入の支援」。

この活動を行う上で、農業中間管理機構と積極的に連携。

(国作成の『制度改正のポイント』から)

### <農地中間管理機構とは>

- 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け
- 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できる配慮して、貸付
- 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
- 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進  
(農地中間管理機構のホームページより)

### <農地制度も改正>

農業生産法人から農地所有適格法人へ—3点の変更

- ① 法律上の名称を「農地所有適格法人」に変更
- ② 構成員に占める農業者以外の割合も議決権の2分の1未満まで認める
- ③ 法人の役員は農作業従事要件も役員等のうち1人以上が農作業に常時従事すれば足りる

### <2つの条例改正案に反対する共産党市議団の討論>

農業委員会は、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整・転用などに関する事務を執行する機関です。

今回の条例改正では、この農業委員の定数を現在の31名から14名に、さらに農地利用最適化推進委員の定数を17名にするというものです。

推進委員の農地利用の最適化の推進とは、「担い手への農地利用の集積」、「耕作放棄地の解消」、「新規就農、企業等の農業参入」、この3点を今までは「できる規定」としていましたが、今後「義務業務」とし、強化をしていく、としています。

この強化される3点の業務を最適化推進委員が中心となって進めていく、結局は、今後の農業委員会が、推進委員が中心に、先の3点で進めていくことになり、農業委員は後からこれを承認するだけになることを危惧するものです。

(裏面に続く)





(表面からの続き)

また推進委員は、農業委員会が「農地等の利用の最適化の推進に『熱意と識見』を有する者のうちから委嘱する」、としており、委員会でもこの点について説明を求めましたが、十分理解できませんでした。

また推進委員の活動の中で、「農地の貸し手、借り手の掘り起こしで、農地利用の集積・集約化に取り組む、この際、農地中間管理機構と密接に連携する」、としています。委員会ではこのことに、連携ではなく、一体化と感ずることを述べました。

業務の中で、機構は、「基盤整備等の条件整備を行い」、「法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業にまとまりのある形で、農地を貸付ける」、

「耕作放棄地等について、機構が借り受ける」、等があります。

耕作放棄地対策では、当初の構想では、増加する耕作放棄地を含め、利用困難な農地を機構が借り受け、整備なども行った上で担い手農業者に貸し付けるというものであり、家族農業経営者からも期待されていたといえます。

しかし成立した機構の関連法では、

○機構が借り受ける農地は、あらかじめ借り手がなければならない。機構は農地を抱えこまない。

○借り手は公募を原則とし、都市部の企業を含め、地域外の希望者も公平に扱うこととし、農地を荒らさないために努めている地域農業の現場からかけ離れ、耕作放棄地は減らず、優良な農地へ営利企業が進出しやすい仕組みになっているといえます。

そのことは、今回の農地制度の改定でも、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に、また「法人の役員の農作業従事要件も役員等のうち1人以上が農作業に常時従事すればいい」、などの農地を所有できる法人の要件緩和をみてもわかります。

以前より、農業者の高齢化、後継者不足から、家族農業経営から、大規模農業への転換が必要だとする意見もありました。

しかし今すすめられようとしている、農政改革には、農業団体・関係者から大きく反対する声もあがっています。

企業中心の大規模農業を早急にすすめるのではなく、現在の小生産者の農業をどう生かし、安定させていくのか、改めて考えるべきではないでしょうか。

よって、現在の農業制度を大きく変える、農業委員会、農地利用最適化委員等に関するこの2条例案に反対します。

## 決算関係資料

## <歳出予算執行状況>

2014年度 歳出予算執行状況(単位:千円・%)

	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
議会費	627,074	597,079	0	29,994	95.2
総務費	13,025,472	11,728,348	793,504	503,620	90
民生費	36,153,831	33,949,023	343,877	1,860,929	93.9
衛生費	6,934,298	6,572,138	6,686	355,473	94.8
労働費	238,110	235,079	0	3,030	98.7
農・水費	945,715	720,439	49,012	176,262	76.2
商工費	2,212,115	2,010,072	177,230	24,812	90.9
土木費	10,609,875	9,678,073	295,334	636,467	91.2
消防費	2,933,174	2,874,205	18,780	40,188	98
教育費	7,418,209	7,125,681	58,400	234,128	96.1
公債費	5,108,046	5,105,186	0	2,859	99.9
諸支出金	1,304,000	1,304,000	0	0	100
予備費	(予算額)	(充用額)	(予算現額)	(不用額)	
	217,482	56,452	161,030	161,030	
災害復旧費	201,389	44,890	156,499		22.3

2015年度歳出予算執行状況(単位:千円・%)

	予算現額	支出済額	翌年度繰越	不用額	執行率
議会費	519051	496780	0	22271	95.7
総務費	11936478	10429102	407931	1099446	87.4
民生費	38081476	35669307	1028041	1384127	93.7
衛生費	7765207	7422305	154873	188029	95.6
労働費	237961	235961	0	2000	99.2
農林水産	743244	688236	19000	36008	92.6
商工費	2203154	2124350	21820	56984	96.4
土木費	10207548	9417233	550082	240233	92.3
消防費	3014922	2944318	21650	48954	97.7
教育費	6948472	6654707	62000	231764	95.8
公債費	4868037	4777690	0	90347	98.1
諸支出金	965000	965000	0	0	100
予備費	124487	0	0	124487	0
災害復旧	156499	134231	0	22268	85.8
合計	87771536	81959220	2265397	3546918	93.4